

名古屋市公報	令和元年10月 9日 第23号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第11号)	11
○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第12号)	12
○ 名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (上下水・調査課) (第13号)	14
○ 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例 (上下水・調査課) (第14号)	15
○ 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例 (子青・総務課) (第15号)	16
規 則	
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第33号)	19
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課) (第34号)	20
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則 (総務・給与課) (第35号)	24
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第36号)	31
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第37号)	33
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第38号)	35
○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第39号)	37
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第40号)	38
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第41号)	40
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第42号)	42
○ 在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第43号)	45
○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第44号)	46

○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第45号)	48
○ 名古屋市職員互助会条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第46号)	51
告	示		
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・消費流通課)	(第285号)	53
○ 告示の訂正について	(緑土・道路維持課)	(第286号)	55
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第287号)	57
○ 占用工事の費用算出基準	(緑土・道路維持課)	(第288号)	58
○ 名古屋市国民健康保険被保険者証の更新について	(健福・保険年金課)	(第289号)	63
○ 有料公園施設の無料公開について	(緑土・緑地管理課)	(第290号)	64
○ 有料公園施設の無料公開について	(緑土・緑地管理課)	(第291号)	65
○ 名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の換地処分公告	(住都・市街地整備課)	(第292号)	66
○ 事後調査結果報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第293号)	67
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第294号)	69
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第295号)	71
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について	(環境・地域環境対策課)	(第296号)	73
達			
○ 職員のサービスの宣誓実施規程の一部改正	(総務・給与課)	(第6号)	75
○ 名古屋市職員証規程の一部改正	(総務・給与課)	(第7号)	76
人 事 委 員 会 規 則			
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則		(第6号)	77
消 防 局 告 示			
○ 火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定について の一部改正について		(第4号)	80
上 下 水 道 局 管 理 規 程			
○ 名古屋市上下水道局公有財産規程の一部改正		(第11号)	81
雑	報		
○ 教育委員会の人事異動	(教育・総務課)		85

条 例 の あ ら ま し

- 専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（第11号）
 - 1 改正内容
水道法施行令（昭和32年政令第 336号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
令和元年10月 1日から施行します。

- 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第12号）
 - 1 改正内容
子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）等の一部改正に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
令和元年10月 1日から施行します。

- 名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第13号）
 - 1 改正内容
地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 6条関係）
 - 2 施行期日
令和 2年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例（第14号）
 - 1 改正内容
水道法施行令（昭和32年政令第 336号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条の 3、第 2条の 4及び第 8条関係）

2 施行期日

令和元年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例（第15号）

1 制定の趣旨

市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

委員会の組織等について必要な事項を規定します。（第 2条から第 9条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

児童福祉法第24条第 5項又は第 6項の規定による保育の措置に係る徴収金について、必要な事項を規定します。（第 9条関係）

2 施行期日

令和元年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

(1) 児童福祉法（以下「法」という。）の規定による措置に係る徴収金について、必要な事項を規定します。（第16条の 2、別表第 1及び別表第 3関係）

- (2) 法第27条第 1項第 3号又は第31条の規定による障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の措置に係る徴収金について、必要な事項を規定します。（第16条の 2、別表第 2及び別表第 3関係）

2 施行期日等

- (1) この規則は、令和元年10月 1日から施行します。ただし、第16条の 2第 1項の改正規定（「次の各号」を「次」に改める部分に限る。）及び別表第 1備考第 4項の改正規定は、公布の日から施行します。
- (2) この規則（前号ただし書の改正規定を除く。）による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）第16条の 2第 1項（第 4号を除く。）、別表第 1（備考第 9項を除く。）、別表第 2及び別表第 3（別表第 1備考第 9項の規定を準用する部分を除く。）の規定は、令和元年 6月分の徴収金から適用します。
- (3) 令和元年 6月 1日において現に障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児に係る新規則第16条の 2第 1項 3号の規定による徴収金が、旧規則第16条の 2第 1項第 2号の規定を適用するとしたならば徴収することとなる額（以下「旧徴収金」という。）を超える場合においては、新規則第16条の 2第 1項第 3号の規定にかかわらず、旧徴収金をもって同号の規定による徴収金とします。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（第35号）

1 制定の趣旨

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 給料の調整額及び手当に相当する報酬について定めます。（第 2条関係）
- (2) 報酬の減額について定めます。（第 3条から第 5条関係）
- (3) 通勤手当に相当する費用弁償について定めます。（第 6条関係）

- (4) 期末手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員について定めます。(第 7条関係)
- (5) 期末手当に係る在職期間について定めます。(第 8条関係)
- (6) 口座振替の申出等について定めます。(第 9条関係)
- (7) 報酬期間と報酬等の支給日について定めます。(第10条関係)
- (8) 報酬の日割計算について定めます。(第11条関係)
- (9) 報酬の非常時払について定めます。(第12条関係)
- (10) 報酬の日割計算の方式について定めます。(第13条関係)
- (11) 報酬等の支給義務者について定めます。(第14条関係)
- (12) 勤務 1時間当たりの報酬額について定めます。(第15条関係)
- (13) 報酬及び期末手当からの控除について定めます。(第16条関係)
- (14) 報酬等の支払手続について定めます。(第17条関係)
- (15) その他規定の整備を行います。(附則関係)

3 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第36号)

1 改正内容

地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 及び地方自治法 (昭和22年法律第67号) 並びに職員の給与に関する条例 (昭和26年名古屋市条例第 5号) の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(第14条、第16条の 2及び第25条関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則 (第37号)

1 改正内容

地方公務員法 (昭和25年法律第 261号) 及び地方自治法 (昭和22年法律第67号) の一部改正に伴い、規定の整備を行います。(附則関係)

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第38号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第 4条、第 8条、第11条及び第15条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則（第39号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第40号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第29条及び別表第 8関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第41号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第23条、第24条及び別表第 5関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第42号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 3条から第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則（第44号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条、第 4条の 7及び第 8条の 6関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第45号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条、第 2条及び附則関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市職員互助会条例施行細則の一部を改正する規則（第46号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第 4条及び第 6条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 職員のサービスの宣誓実施規程の一部を改正する規程（第 6号）

1 改正内容

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第 7号）の一部改正等に伴い、規定の整備を行います。（第 1条から第 3条、第 6条、附則及び別記様式関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

○ 名古屋市職員証規程の一部を改正する規程（第 7号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年名古屋市条例第 4号）の一部を次のように改正する。

「第 6条第 1項各号」を「第 7条第 1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3項中「第20条」を「第21条」に改める。

(名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2条 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準」に改め、「いう。）」の次に「（第 2 章を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「第4条第1項各号」を「第5条第1項各号」に改める。

第2条の4中「第6条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改める。

第8条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例をここに公布する。

令和元年10月 4日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第15号

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第 1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2条 委員会は、市長の求めに応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第 2項の規定に基づき、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関する事項について調査する。

(組織)

第 3条 委員会は、委員 4人以内をもって組織する。

(委員)

第 4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第 2条の調査が終了した日までとし、補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査員)

第 6条 委員の職務の遂行を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。

2 第 4条の規定は、調査員について準用する。

(会議)

第 7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8条 委員会の庶務は、子ども青少年局において行ふ。

(委任)

第 9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第 2条の調査が終了した日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級
----	------------	-------------	----

」

を

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級
61の 2	いじめ問題再調査委員会		
	委員長	日額 17,600円	8級
	委員及び調査員	日額 15,300円	8級

」

に改める。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第33号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項ただし書を次のように改める。

ただし、法第24条第 5項又は第 6項の規定による措置に係る法第56条第 2項の規定に基づき本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額については、入所児童が満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日を経過した者であって、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には 0円とし、入所児童が満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者である場合には名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）別表に定める額とする。

附 則

この規則は、令和元年10月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第34号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

第16条の 2第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2号中「若しくは第 2項」を「（障害児入所施設に係る部分を除く。）」に改め、「第31条」の次に「（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る部分を除く。）」を加え、同項第 3号を次のように改める。

- (3) 法第27条第 1項第 3号（障害児入所施設に係る部分に限る。）若しくは第 2項又は第31条（障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に係る部分に限る。）の規定による措置に係る徴収金は、別表第 3に掲げる額とする。

第16条の 2第 1項に次の 1号を加える。

- (4) 法第24条第 5項又は第 6項の規定による措置に係る徴収金は、本人が満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日を経過した者であって、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合には 0円とし、本人が満 3

歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者である場合には名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）別表に定める額とする。

別表第 1備考第 4項中「附則第 5条の 4の 2第 6項」を「附則第 5条の 4の 2第 5項」に改め、同表備考中第 7項を第 8項とし、第 6項を第 7項とし、第 5項の次に次の 1項を加える。

6 第 4項の所得割の額を算定する場合において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表第 1備考に次の 1項を加える。

9 障害児が、満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日を経過した者であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、この表の規定にかかわらず、当該障害児に係る徴収金の額は、 0円とする。

別表第 2中「及びB階層」を削り、同表備考第 1項中「備考 4及び 5の規定の例による」を「備考第 4項から第 6項までの規定を準用する」に、「とする」を「読み替えるものとする」に改め、同表備考第 2項中「、障害児入所施設、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの」を削り、同表の次に次の 1表を加える。

別表第 3

各月初日の障害児の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0円	
B	A階層を除き、当該年度分（ 4月から 6月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の世帯	0円	
C	A階層を除き、当該年度分（ 4月から 6月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の世帯	2, 200円	
D ₁	A階層を除き、当該年度分（ 4月から 6月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯	12, 000円以下	3, 300円
D ₂		12, 001円以上30, 000円以下	6, 700円
D ₃		30, 001円以上60, 000円以下	10, 100円
D ₄		60, 001円以上96, 000円以下	14, 900円
D ₅		96, 001円以上189, 000円以下	23, 200円
D ₆		189, 001円以上277, 000円以下	32, 900円
D ₇		277, 001円以上348, 000円以下	43, 300円
D ₈		348, 001円以上465, 000円以下	54, 900円
D ₉		465, 001円以上594, 000円以下	68, 000円
D ₁₀		594, 001円以上716, 000円以下	82, 300円
D ₁₁		716, 001円以上864, 000円以下	98, 000円
D ₁₂		864, 001円以上1, 056, 000円以下	115, 000円
D ₁₃		1, 056, 001円以上1, 238, 000円以下	133, 200円
D ₁₄		1, 238, 001円以上	152, 900円
備考			
別表第 1備考第 4項、第 6項及び第 9項並びに別表第 2備考第 3項の規定は、この表の場合について準用する。			

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和元年10月 1日から施行する。ただし、第16条の 2第 1項
の改正規定（「次の各号」を「次」に改める部分に限る。）及び別表第 1備

考第 4項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）第16条の 2第 1項（第 4号を除く。）、別表第 1（備考第 9項を除く。）、別表第 2及び別表第 3（別表第 1備考第 9項の規定を準用する部分を除く。）の規定は、令和元年 6月分の徴収金から適用する。

（徴収金の特例）

- 3 令和元年 6月 1日において現に障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院している障害児に係る新規則第16条の 2第 1項第 3号の規定による徴収金が、旧規則第16条の 2第 1項第 2号の規定を適用するとしたならば徴収することとなる額（以下「旧徴収金」という。）を超える場合においては、新規則第16条の 2第 1項第 3号の規定にかかわらず、旧徴収金をもって同号の規定による徴収金とする。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則
をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第35号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例（平成15年名古屋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行
に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の調整額及び手当に相当する報酬)

第 2 条 地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第22条
の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」とい
う。）に支給する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5 号。
以下「給与条例」という。）第 6 条の 2 に規定する給料の調整額に相当する
報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が法第22条の 2 第 1 項第 2 号
に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）として給与条例第 6 条
の 2 の規定の適用を受けるものとした場合において支給される給料の調整額

に、当該会計年度任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）とする。

- 2 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第10条の2に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員として同条の規定の適用を受けるものとした場合において支給される地域手当の額とする。
- 3 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第11条の2に規定する初任給調整手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員として給与条例第5条及び第11条の2の規定の適用を受けるものとした場合において支給される初任給調整手当の額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 4 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第12条から第12条の38まで及び第16条から第18条までに規定する特殊勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員としてこれらの規定の適用を受けるものとした場合において支給される特殊勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の額とする。
- 5 会計年度任用短時間勤務職員に支給する給与条例第15条及び第15条の2に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、当該会計年度任用短時間勤務職員が会計年度任用職員としてこれらの規定の適用を受けるものとした場合において支給される超過勤務手当の額とする。この場合において、正規の勤務時間が割り振られた日（前項の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用短時間勤務職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する1時間当たりの報酬額に乗じる割合は100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）とする。

（報酬の減額）

第3条 条例第6条の「市長が定める場合」は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第17条第4項の規定による特別休暇（女性職員の出産の場合に限る。）の承認若しくは介護休暇の承認若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けた場合又は職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）第2条第7号、第9号の2の2、第10号の2、第10号の3若しくは第21号の規定により職務に専念する義務を免除された場合（同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、骨髄バンク事業への協力の場合に職務に専念する義務を免除された場合に限る。）とする。

第4条 条例第6条に規定する報酬の減額は、減額報酬期間（減額すべき事実のあった日の属する条例第9条第2項に規定する報酬期間（以下「報酬期間」という。）をいう。以下同じ。）のものを、翌月以降の報酬支給の際、行うものとする。ただし、これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに減額措置を行うものとする。

2 前項の場合において、一の報酬期間における減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 第1項の場合において、減額の基礎となる勤務1時間当たりの報酬額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

4 第1項の場合において、一の減額報酬期間における条例第6条の規定により減額する額の合計額が当該減額報酬期間の報酬（第2条第4項及び第5項の規定による手当に相当する報酬を除く。）の額（以下「勤務1月当たりの報酬額」という。）を超えるとき又は当該減額報酬期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務1月当たりの報酬額とする。

第5条 任命権者は、条例第6条に規定する事実を別に定める様式に記載又は記録し、保管しなければならない。

（通勤手当に相当する費用弁償）

第6条 非常勤の職員に支給する給与条例第11条に規定する通勤手当に相当す

る費用弁償の額は、当該職員が会計年度任用職員として同条の規定の適用を受けるものとした場合において支給される通勤手当の額とする。ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が17回に満たない者で通勤のため自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするものの自動車等の使用距離（以下「使用距離」という。）ごとの職員の区分に応じた支給単位期間についての額は、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 使用距離が片道5キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき100円
- (2) 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき200円
- (3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき340円
- (4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき480円
- (5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき610円
- (6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき750円
- (7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき890円
- (8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 支給単位期間における勤務1回につき1,030円
- (9) 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 支給単位期間における勤務1回につき1,160円

（期末手当の支給を受ける会計年度任用短時間勤務職員）

第7条 条例第8条第1項の「市長が定める者」は、給与条例第20条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上で一会計年度内における任期が6月以

上の者（任命権者が別に定める職にある者を除く。）とする。

（期末手当に係る在職期間）

第8条 期末手当の算定の基礎となる在職期間は、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用短時間勤務職員（当該会計年度任用短時間勤務職員の育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である者を除く。）であった期間の2分の1に相当する期間を除算する。

（口座振替の申出等）

第9条 条例第9条第1項ただし書に規定する申出は、書面を任命権者に提出して行うものとする。申出を変更する場合又は申出を取り消す場合についても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、申出又は申出の変更若しくは取消しその他報酬、費用弁償及び期末手当（以下「報酬等」という。）の口座振替に関し必要な事項は、総務局長が定める。

（報酬期間と報酬等の支給日）

第10条 報酬期間は、別に定める場合を除き、月の初日から末日までとし、当該報酬期間につき報酬を支給する。

2 報酬（第2条第4項及び第5項の規定による手当に相当する報酬を除く。）及び費用弁償（第6条本文の規定による通勤手当に相当する費用弁償に限る。）の支給日は、別に定める場合を除き、職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号。以下「給与条例施行規則」という。）第5条第2項から第5項までの規定による給料の支給日の例による。

3 報酬（第2条第4項及び第5項の規定による手当に相当する報酬に限る。）及び費用弁償（第6条ただし書の規定による通勤手当に相当する費用弁償に限る。）は、別に定める場合を除き、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。

4 期末手当の支給日は、その都度、市長が定める。ただし、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用短時間勤務職員にあっては、その退職又は死亡の日以降、速やかに支給するものとする。

(報酬の日割計算)

第11条 報酬の支給額を日割計算する場合は、条例第5条に規定する場合のほか、給与条例施行規則第6条各号に掲げる場合に相当する場合とする。

(報酬の非常時払)

第12条 非常勤の職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第9条に掲げる理由により第10条第2項の支給日前に報酬の非常時払を請求したときは、条例第5条第3項に規定する日割計算により、その請求の日までの報酬を第10条第2項の規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

(日割計算の方式)

第13条 報酬の支給額を日割計算する場合の報酬の計算の方式は、総務局長が定める。

(報酬等の支給義務者)

第14条 報酬等の支給義務者は、非常勤の職員が現に所属する局又は区（局及び区に属しない室を含む。）の長とする。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第15条 勤務1時間当たりの報酬額は、給与条例第19条の規定の例により算出した額とする。

2 前項の勤務1時間当たりの報酬額には、第2条第4項及び第5項の規定による手当に相当する報酬の額を含まないものとする。

(報酬及び期末手当からの控除)

第16条 条例第10条第4号の「市長が定めるもの」は、給与条例施行規則第29条各号に掲げるものとする。

(報酬等の支払手続)

第17条 条例及びこの規則の規定により、非常勤の職員に支給する報酬等の支払手続に関しては、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例附則第 3 項に規定する市長が定める者）

- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例（平成31年名古屋市条例第 5 号）附則第 3 項の「市長が定める者」は、
条例別表第 4 5 の項に掲げる者及び任命権者が別に定める職にある者とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第36号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 条例第14条第1項の「会計年度任用職員にあつては、市長が定める場合」は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「勤務時間規則」という。）第17条第4項の規定による特別休暇（女性職員の出産の場合に限る。）の承認若しくは介護休暇の承認若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けた場合又は職免規則第2条第7号、第9号の2の2、第10号の2、第10号の3若しくは第21号の規定により職務に専念する義務を免除された場合（同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、骨髓バンク事業への協力の場合に職務に専念する義務を免除された場

合に限る。)とする。

第16条の2第2項中「職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改める。

第25条第5項ただし書中「にあつては、127時間」を「のうち、1週間当たりの正規の勤務時間が30時間の者にあつては126時間、1週間当たりの正規の勤務時間が22時間30分の者にあつては95時間」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例附則第7項に規定する市長が定める者）

- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）附則第7項の「市長が定める者」は、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第6条第12項第5号の規定の適用を受ける者及び任命権者が別に定める職にある者とする。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和63年名古屋市規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「119時間」を「114時間」に改める。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第37号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項から附則第 6 項までを削り、附則第 7 項を附則第 2 項とする。

附則第 8 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改め、同項を附則第 3 項とし、同項の前に見出しとして「（支給額の特例）」を付す。

附則第 9 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改め、同項を附則第 4 項とする。

附則第10項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改め、同項を附則第 5 項とし、附則に次の 1 項を加える。

（会計年度任用職員の取扱い）

- 6 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員は、第 3 条及び第 4 条に規定する職員には含まないものとする

る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定（附則に 1 項を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第38号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。以下同じ。）のうち一会計年度内における任期が 6 月未満である者（次号に掲げる者を除く。）

第 3 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) の 2 会計年度任用職員のうち任命権者が別に定める職にある者

第 4 条第 3 号アただし書中「前条第 2 号」の次に「及び第 2 号の 2」を加え、同号イ中「（同条例第14条に該当する臨時の職員を除く。）」を「。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 号及び第 2 号の 2 に該当する職員を除く。

第 6 条中「第 3 条第 2 号」の次に「及び第 2 号の 2」を加える。

第7条第2項第1号中「第3条第2号」を「第3条第2号の2」に改める。

第8条中「若しくは第4号ア」を「又は第4号ア」に改め、「又は臨時的に任用される小学校、中学校、高等学校、特別支援学校若しくは幼稚園に勤務する教員（以下「臨時的任用教員」という。）が接続して教員となった場合」を削り、「前条第2項第1号」を「前条第2項各号」に改め、「（臨時的任用教員が接続して教員となった場合にあっては、臨時的任用教員であった期間を除く。）並びに同項第2号及び第3号に掲げる期間」を削る。

第9条第2号中「第3条第2号から第4号まで」を「第3条第3号、第4号」に改める。

第11条第2項第7号中「7時間45分」を「について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改める。

第12条中「前条第2項第1号」を「前条第2項各号」に、「「第11条第2項第1号」と、「及び第3号」とあるのは「から第9号まで」」を「、「第11条第2項各号」」に改める。

第15条の2第1項中「掲げる職員」の次に「のうち会計年度任用職員以外の職員」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第39号

義務教育等教員特別手当規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当規則（昭和51年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「にあつては2,600円」を「のうち、1週間の勤務時間が30時間である者にあつては2,500円、1週間の勤務時間が22時間30分である者にあつては1,900円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第40号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の3」を「第29条」に改める。

第3条第2項中「定める区分」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、初任給表の学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分）」を加える。

附則に次の1条を加える。

（会計年度任用職員に係る経験年数換算の経過措置）

第29条 当分の間、会計年度任用職員に対する第5条の規定の適用については、同条第1項中「18月（5年までの経験年数の月数については12月）」とあるのは、「12月」とし、同条第3項の規定は適用しない。

別表第8休職期間等換算表2の項中「地方公務員法（昭和25年法律第261

号)」を「地方公務員法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「なった者」の次に「（会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員をいう。）を除く。）」を加える。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第41号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（会計年度任用職員に係る経験（就労）年数換算の経過措置）」を付し、同条を次のように改める。

第23条 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の2 第1項 第2号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する第3条 第1項の規定の適用については、同項中「初任給表の経験（就労）年数換算欄の規定に基づき、採用の際の職種について定められた号給より上位のもの」とあるのは、「採用の際の職種について定められた号給の号数に当該経験又は就労の年数の月数を12月で除して得た数（以下「経験調整数」といい、1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（経験調整数に1に満たない端数がある場合で、その端

数となる月数に 1.5 を乗じた月数が12月以上のときは当該号給の号数に 2 を、6 月以上12月未満のときは当該号給の号数に 1 を加えて得た数を号数とする号給)」とする。

附則に次の 1 条を加える。

第24条 当分の間、会計年度任用職員には、初任給表の経験（就労）年数換算欄の規定及び同表の備考の規定（経験（就労）年数換算に係る規定に限る。）は適用しない。

別表第 5 休職期間等換算表 2 の項中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」を「地方公務員法」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第42号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（育児休業をすることができる非常勤職員）

第 3 条 条例第 2 条第 4 号ア(ウ) に規定する「市長が定める非常勤職員」とは、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものとする。

第 3 条の 2 を第 3 条の 3 とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第 3 条の 2 条例第 2 条の 3 第 3 号イに規定する「市長が定める場合」とは、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第 2 条の 3 第 3 号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和

22年法律第 164 号) 第39条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年法律第77号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第 2 項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

- (2) 常態として条例第 2 条の 3 第 3 号イに規定する当該子を養育している当該子の親 (当該子について民法 (明治29年法律第89号) 第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)) であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者 (児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。)) を含む。) である配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)) であって当該子の 1 歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6 週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 以内に出産する予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合

- 2 前項の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号に規定する「市長が定める場合」について準用する。この場合において、同項中「1 歳到達日」とあるのは、「1 歳 6 箇月到達日」と読み替えるものとする。

第 3 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(部分休業をすることができる非常勤職員)

第3条の4 条例第6条第2号に規定する「市長が定める非常勤職員」とは、

1 週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第4条中「条例第7条の規定の適用」を「部分休業の承認」に、「同条中「2時間」とあるのは「2時間（専念義務免除の承認を得ている職員については、）」を「1日を通じて」に、「時間を減じた時間）」を「承認を得た時間を減じた時間を超えない範囲内で行うもの」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日を通じて当該職員の1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該職員が専念義務免除の承認を得ている場合は、当該時間から当該専念義務免除の承認を得た時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

附則第2項から第7項までを削り、附則第1項中「（以下「施行日」という。）」を削り、同項の項番号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第43号

在勤地内等旅費規則の一部を改正する規則

在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は臨時的に任用される職員の出張に係る旅費」を削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第44号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に改める。

第1条の3中「第2条第5号」を「第2条第1項第5号」に改める。

第1条の4中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に改める。

第3条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「者」の次に「（条例第2条第2項の規定の適用を受ける者にあつては、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。）に起因する傷病により死亡した者に限る。）」を加え、同項第2号中「者」の次に「（条例第2条第2項の規定の適用を受ける者にあつては、通勤に起因する傷病によりその職に堪えずして退職した者に限る。）」を加える。

第4条中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

第4条の7第1項第3号ア中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）」を「地方公務員災害補償法」に、「負傷又は疾病」を「傷病」に、「退職し」を「その職に堪えずして退職し」に改め、同号ウ中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

第8条の5の次に次の1条を加える。

（条例別表第1の日数欄の括弧内日数の適用）

第8条の6 条例別表第1備考第1項に規定する「その他市長が定める者」とは、条例第2条第2項の規定の適用を受ける者のうち、条例第6条第1項（同項中公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者又は死亡した者に係る部分を除く。）に規定する者に該当する者及び公務外の傷病により死亡した者とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第45号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「次条第2項を除き、以下」に改める。

第2条第1項中「在職期間」を「勤続期間」に、「第3項の」を「第4項の」に、「在職期間（当該在職期間に係る職員となった日前に職員であったことがある者については、当該職員であった期間を含むものとし、当該在職期間又は当該職員であった期間に第2号ア又はイに掲げる期間が含まれているときは、同号ア又はイに掲げる期間に該当する全ての期間を除く。以下「基準在職期間」という。）」を「基準勤続期間」に、「第6項第3号」を「第7項第3号」に、「次項」を「第3項」に改め、同項第2号中「基準在職期間」を「基準勤続期間」に改め、同号ア及びイを削り、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第6項第4号」を「第7項第4号」に、「第2項又は第6項」を「第3項又は第7項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第2

項又は第 6 項」を「第 3 項又は第 7 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「前各項」を「第 1 項及び第 3 項から前項まで」に、「これら」を「第 1 項又は第 3 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項各号列記以外の部分中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同項第 2 号中「基準在職期間を」を「基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下同じ。）を」に、「基準在職期間の」を「基準勤続期間の」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「在職期間」を「勤続期間」に、「第 4 項」を「第 5 項」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

- (1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前 1 年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間
- (2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

第 9 条第 1 項第 3 号中「第 2 条第 3 項又は第 4 項」を「第 2 条第 4 項又は第 5 項」に改める。

第12条第2項中「又は第2項」を「又は第3項」に改める。

第12条の3第1項中「第2条第5項第1号並びに同条第6項第1号」を「第2条第6項第1号並びに同条第7項第1号」に改める。

第12条の4第1項中「第2条第6項第3号」を「第2条第7項第3号」に、「第2条第6項第5号」を「第2条第7項第5号」に改める。

第12条の5第1項中「第2条第3項第1号」を「第2条第4項第1号」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項中「在職期間」を「勤続期間」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第2条第5項」を「第2条第6項」に改め、同項を附則第4項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（平成28年名古屋市規則第110号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第2条第3項又は第4項」を「第2条第4項又は第5項」に、「在職期間」を「勤続期間」に改める。

3 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条第5項」を「第2条第6項」に、「附則第6項」を「附則第4項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

名古屋市職員互助会条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第46号

名古屋市職員互助会条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市職員互助会条例施行細則（昭和37年名古屋市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「「条例」」を「「互助会条例」」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（職員）

第 1 条の 2 互助会条例第 1 条に規定する常時勤務する職員には、常時勤務を要する職を占める職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものを含むものとする。

第 2 条から第 4 条まで及び第 6 条中「条例」を「互助会条例」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 285 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

東区、北区、西区、中村区、中区、中川区及び港区

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所のひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含む。）

3 実施の期日

令和元年 11 月 1 日から同年 12 月 27 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市告示第 286号

告示の訂正について

平成31年名古屋市告示第 198号（占用工事の費用算出基準）の一部を次のように訂正します。

令和元年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 2路面復旧監督費単価(1) 路面復旧工事の表中

「

工 種 別	単 位	単 価（円）
舗 装 道	1平方メートル当たり	920
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,100

」

を

「

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	770
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,090

」

に訂正します。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

名古屋市告示第 287号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和元年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

徳重東公園	緑区鳴海町字笹塚	図面緑 241の 区域	平成30年 3月26日
-------	----------	----------------	-------------

」

を

「

徳重東公園	緑区徳重三丁目	図面緑 241の 区域	平成30年 3月26日
-------	---------	----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和元年10月 5日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 288号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

令和元年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	34,730
	〃	35,790
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	22,610
	〃	22,540
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	16,080
	〃	15,810
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	12,750
	〃	12,810
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	6,440
	〃	6,440
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	11,360
	〃	11,060
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	11,230
	〃	10,940
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	25,470
	〃	25,150
セメントコンクリート舗装	〃	40,470
	〃	40,810

(注) 同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	43,830
	〃	35,790
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	33,470
	〃	22,540
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	28,020
	〃	15,810
アスファルトコンクリート舗装 (C-2)	〃	22,780
	〃	12,810
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	12,570
	〃	6,440
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	21,550
	〃	11,060
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	21,420
	〃	10,940
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	36,780
	〃	25,150
セメントコンクリート舗装	〃	47,140
	〃	40,810
準歩道セメントコンクリート舗装	〃	19,560
	〃	19,030
歩道補強舗装 (A)	〃	31,290
	〃	26,080
歩道補強舗装 (B)	〃	13,980
	〃	8,610
歩道平板舗装	〃	26,870
	〃	12,610
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	21,970
	〃	11,530
歩道ブロック舗装 (B) (透水性 I L B)	〃	26,640
	〃	11,800
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	21,040
	〃	11,530
歩道ブロック舗装 (D) (透水性 I L B)	〃	25,570
	〃	11,800
歩道セメントコンクリート舗装	〃	17,960
	〃	13,230
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	11,830
	〃	7,590
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透 水 性)	〃	14,410
	〃	6,370
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	10,430
	〃	6,110

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通する。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路 幅 境 界	1 メートル 当 た り	21,310
歩 車 道 境 界 (A)	〃	22,260
歩 車 道 境 界 (B)	〃	21,410
街 渠 ^{きよ} (A)	〃	37,040
街 渠 ^{きよ} (B)	〃	36,380
L 形 側 溝	〃	34,090
U 形 側 溝 (A)	〃	49,120
U 形 側 溝 (B)	〃	63,920
街 渠 ^{きよ} ます (車 道 用) (A)	1 個 当 た り	128,830
街 渠 ^{きよ} ます (歩 道 用) (B)	〃	122,610
側 溝 ま す	〃	144,080
街 路 樹 根 囲 い	1 組 当 た り	77,950
区 域 標 設 置 (A)	1 点 当 た り	20,740
区 域 標 設 置 (B)	〃	30,500
道 路 中 心 線 (破 線) (A)	1 メートル 当 た り	1,190
道 路 中 心 線 (実 線) (B)	〃	1,140

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コ ン ク リ ー ト 系)	1 メートル 当 た り	9,330
コンクリートカッター切断 (B) (ア ス フ ァ ル ト 系)	〃	4,340

(注) 表(1) ～(4) の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	760
砂 利 道	〃	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,080

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	850

(注) 表(1) (2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第 289号

名古屋市国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項及び
名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）第25条の
規定により、令和元年10月31日までに被保険者証を更新します。

令和元年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 290号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和元年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

有料公園施設の名称	無料公開日
東山公園動植物園 東山公園展望塔 白鳥公園白鳥庭園 徳川園庭園	令和元年10月20日（日）
名城公園名古屋城	令和元年10月19日（土） 令和元年10月20日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 291号

有料公園施設の無料公開について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、即位礼正殿の儀に伴う慶祝事業の実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料公開しますので、同条第 2項の規定により告示します。

令和元年10月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

白鳥公園白鳥庭園

徳川園庭園

2 期日

令和元年10月22日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 292号

名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

令和元年10月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第293号

事後調査結果報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から名古屋都市計画道路3・3・14号椿町線に係る事後調査結果報告書（工事中）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年10月4日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋都市計画道路3・3・14号椿町線
道路の建設
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区太閤一丁目から中川区運河町まで
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
令和元年9月24日（火）
- 5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目2 2 3番地

中川区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和元年10月 4 日 (金) から同月18日 (金) まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第1 7 8号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所及び中川区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第294号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき事業者から名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その3）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年10月4日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋都市計画墓園事業勅使ヶ池墓園
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市緑区鳴海町字鏡田、笹塚、諸ノ木及び大清水の各字の一部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和元年9月20日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市緑区青山二丁目15番地

緑区役所

ウ 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地

緑区役所徳重支所（以下「徳重支所」という。）

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和元年10月4日（金）から同月18日（金）まで。ただし、地域環境対策課、緑区役所及び徳重支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、緑区役所及び徳重支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第295号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から都市高速鉄道ＪＲ関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）事後調査結果中間報告書（工事中）（その3）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年10月4日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道ＪＲ関西本線・近鉄名古屋線（八田駅付近連続立体交差）
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施予定地
ＪＲ関西本線 起点：名古屋市中村区黄金通7丁目
終点：名古屋市中川区富田町大字前田字新田前
近鉄名古屋線 起点：名古屋市中村区黄金通8丁目
終点：名古屋市中川区富田町大字前田字新田前
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和元年9月20日（金）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市中村区竹橋町36番31号

中村区役所

ウ 名古屋市中川区高畑一丁目223番地

中川区役所

エ 名古屋市中川区春田三丁目215番地

中川区役所富田支所（以下「富田支所」という。）

オ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和元年10月4日（金）から同月18日（金）まで。ただし、地域環境対策課、中村区役所、中川区役所及び富田支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあつては月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、中村区役所、中川区役所及び富田支所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第296号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から名古屋市公共下水道平田水処理センター事後調査結果中間報告書（工事中）（その3）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年10月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市上下水道局長 宮村喜明

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市公共下水道 平田水処理センター

下水道終末処理場の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市西区丸野二丁目地内

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和元年9月25日（水）

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市西区花の木二丁目18番 1 号

西区役所

ウ 名古屋市西区八筋町358番地の 2

西区役所山田支所 (以下「山田支所」という。)

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和元年10月 4 日 (金) から同月18日 (金) まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び山田支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、西区役所及び山田支所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市達第 6 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員の服務の宣誓実施規程（昭和26年名古屋市達第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条中「職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第 7 号。以下条例）」を「、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 7 号。以下「条例」）」に、「基き」を「基づき」に改め、「又は雇用」を削る。

第 2 条中「規定による上級の公務員」を「任命権者の定める職員」に、「はじめて」を「初めて」に、「以下所属長」を「以下「所属長」」に改め、同条ただし書中「上級公務員に代理せしめる」を「職員に代理させる」に改める。

第 3 条中「又は雇用」を削り、「おし」を「押し」に改める。

第 6 条中「別記様式による調書を付して」を削る。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

別記様式を削る。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市達第 7 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

名古屋市職員証規程（平成16年名古屋市達第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

第 2 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 3 号を削る。

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 6 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第22条」を「第22条の 3」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 4 法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職については、第 1 項の規定は適用しない。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の職の職制上の段階は、係員とする。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 7 会計年度任用職員の職へ採用する場合は、選考によるものとする。

第11条第 1 項中「採用するときの選考及び」を「採用する場合又は」に、「採用するときの選考は、その実施」を「採用する場合においては、選考の事務」

に改め、同条第 2 項中「第 9 条第 5 項の規定により育児休業等代替任期付職員をもって補充しようとする係員段階の職へ採用する場合の選考及び第 9 条第 6 項の規定により育児短時間勤務代替任期付短時間勤務職員をもって補充しようとする係員段階の職へ採用する場合の選考は、その実施」を「第 9 条第 5 項に規定する場合又は第 9 条第 6 項に規定する場合においては、選考の事務」に改め、同条第 4 項中「又は第 2 項」を「から第 3 項まで」に、「選考の実施」を「選考の事務」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項の規定により選考の実施」を「前 3 項の規定により選考の事務」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 第 9 条第 7 項に規定する場合においては、選考の事務を任命権者に委任するものとする。

第38条を次のように改める。

第38条 職員が条件付採用期間の開始後 6 月間において実際に勤務した日数が 90 日に満たない場合においては、その日数が 90 日に達するまでその条件付採用期間を延長するものとする。ただし、条件付採用期間の開始後 1 年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合のほか、任命権者は、条件付採用期間中の職員（会計年度任用職員を除く。）について、正式採用となるための標準職務遂行能力及び適性の実証が十分でないと認めるときは、人事委員会に対して、条件付採用期間の開始後 1 年を超えない範囲で当該期間の延長を申請することができる。
- 3 人事委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、すみやかに延長するかどうかを決定して任命権者に通知するものとする。
- 4 会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「6 月間」とあるのは「1 月間」と、「90 日」とあるのは「15 日」と、「条件付採用期間の開始後 1 年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第39条各号列記以外の部分を次のように改める。

任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員でない者を、6 月を超えない期間で臨時的に任用することができる。この場合において、当該任用は、人事委員会の

承認があったものとみなす。

第40条を次のように改める。

第40条 前条の規定による臨時的任用は、6月を超えない期間で更新することができる。この場合において、当該更新は、人事委員会の承認があったものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、更新した臨時的任用を再度更新することはできない。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の任用に関する規則第9条第7項に規定する選考、第11条第3項の規定による選考の事務の委任及び同条第5項の規定による監査又は報告の要求は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市消防局告示第 4号

火災予防条例第71条に規定する核燃料物質等の指定についての一
部改正について

平成23年名古屋市消防局告示第 3号（火災予防条例第71条に規定する核燃料
物質等の指定について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和元年10月 4日

名古屋市消防長 木 全 誠 一

第 2項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放
射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

名古屋市消防局予防部規制課

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

令和元年 9 月 30 日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第 2 条及び第 5 条の 4 中「次の各号」を「次」に改める。

第 6 条第 1 項中「第17条から第19条まで」を「第18条、第19条」に、「第30条」を「第31条」に改め、同条第 2 項中「第17条から第19条まで」を「第18条、第19条」に改め、「除く。）」の次に「、第31条」を加え、同条第 3 項中「第17条から第19条まで」を「第18条、第19条」に、「第30条」を「第31条」に改める。

第12条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「100分の108を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額（以下「地方消費税額」という。）を加算した」に改め、同項第 3 号並びに同条第 2 項及び第 3 項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税額及び地方消費税額を加算した」に改める。

第14条及び第14条の 2 を次のように改める。

（無償使用）

第14条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産を無償で使用させることができる。

- (1) 公共団体が公共性の高い事務の遂行上使用するとき。ただし、当該使用が局の円滑な事業運営に寄与する場合に限る。
- (2) 近隣の使用者がその生活、生命及び安全等の保持に供するため行政財産を使用することが必要不可欠であるとき。
- (3) 地元住民等により組織された公共的団体（局長が別に定めるものに限る。

次条第1項第3号において同じ。)が局の円滑な事業運営のために設置された施設を使用するとき。

(4) 使用者が電気、ガス等を局の施設に供給するため使用するとき。

(5) 使用者が局との共同研究を実施するため使用するとき。

(6) 第7条第6号に掲げる場合に該当するとき。

(使用料の減免)

第14条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産の使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 公共団体が使用するとき（前条第1号又は第2号に該当する場合を除く。）。

(2) 公共的団体のうち局長が別に定めるものが使用するとき（前条第2号に該当する場合を除く。）。ただし、当該使用が局の円滑な事業運営に寄与する場合に限る。

(3) 地元住民等により組織された公共的団体が住民の生活、生命及び安全等の保持に供するため使用するとき。ただし、当該使用が局の円滑な事業運営に寄与する場合に限る。

(4) 局の指導監督を受けて局の事業を補佐し、又は代行することを目的として設立された団体が、当該事業の用に供するため使用するとき。

(5) その他局長が特に必要があると認めるとき。

2 災害その他の使用者の責に帰することのできない事由により、使用許可を受けた行政財産の全部又は一部を使用できないときは、その実情に応じて使用料の全部又は一部を減免することができる。

3 前2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

第26条第3項中「次の各号」を「次」に改める。

第27条中「次の各号」を「次」に改め、同条中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 違約金に関する事項

第28条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号及び第2号中「とき。」を「とき」に改め、同項第3号中「とき。 当該貸付けに係る財産の適

正な評価額に第12条第1項に定める率を乗じて得た額」を「とき 土地の使用に係る貸付料にあっては当該使用に係る土地の適正な評価額に1,000分の3を乗じて算出した額、建物の使用に係る貸付料にあっては当該使用に係る建物の適正な評価額に1,000分の6を乗じて算出した額及び当該建物の敷地に相当する面積の土地の適正な評価額に1,000分の3を乗じて算出した額に相当する額を合計した額に消費税額及び地方消費税額を加算した額（その額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる。）」に改める。

第31条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

第31条 貸付料を納付期限までに納付しないときは、納付期限経過後20日以内に納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定により督促した場合において指定した期限までに貸付料を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、貸付料につき、貸付契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金（当該金額が100円未満の場合を除く。）として徴収しなければならない。ただし、特にやむを得ないと認められる事由があるときは、延滞金を徴収せず、又は未納部分に係るものについてのみ徴収することができる。

3 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第33条に次の1項を加える。

2 局長は、借受物件の使用について、第7条の2各号のいずれかに該当する場合には、借受人に対し、前項の承認を行わないものとする。

別記様式第1備考を削る。

別記様式第2中「使用上守る事項」を「使用上の遵守事項」に改め、同様式備考を削る。

別記様式第3備考を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の名古屋市上下水道局公有財産規程第7条の規定に基づき行った使用許可（使用許可の期間の開始日が平成31年4月1日以降であり、かつ、当該期間の末日が施行日以降であるものに限る。）に係る使用料の算定については、この規程による改正後の名古屋市上下水道局公有財産規程第12条の規定を適用する。

（下水暗渠^{きよ}の使用許可等に係る名古屋市上下水道局公有財産規程の特例を定める規程の一部改正）

- 3 下水暗渠^{きよ}の使用許可等に係る名古屋市上下水道局公有財産規程の特例を定める規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号」を「次」に改める。

第7条第1項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した」に改める。

別記様式第1中「あて先」を「宛先」に改め、同様式備考を削る。

別記様式第2備考を削る。

教育委員会の人事異動

梶田知委員は、令和元年 9月30日辞職した。

船津静代委員は、令和元年10月 1日再任された。

鎌田敏行委員は、令和元年10月 1日委員に任命された。